

倉敷市環境審議会（平成21年度第1回）議事録要旨

日 時 平成21年6月5日（金）

午後3時～5時00分

場 所 水道局庁舎3階 大会議室

出席委員 青山会長、井上副会長、青江委員、赤沢委員、石井委員、市田委員、小田委員、
梶田委員、河邊委員、白神委員、鈴木委員、裾分委員、田中委員、富田委員、
浜口委員、林委員、本郷委員、丸山委員、安原委員

事務局 <倉敷市> 伊東市長
<環境リサイクル局> 淺野局長、松浦参与
<環境政策部> 祢屋部長、常藤次長
<リサイクル推進部> 物部部長、木元次長
<下水道部> 永原部長、塩尻次長
<環境衛生課> 小田課長、高尾課長主幹
<環境政策課> 永瀬課長、佐藤補佐、岡本係長、椿野主事、坂東主事
<地球温暖化対策室> 中原室長
<環境監視センター> 田野所長

傍聴者 3 名

報道関係 1 社

1 委嘱辞令交付

2 開会・あいさつ

伊東市長あいさつ

3 会長・副会長の選出について

会長 青山委員、副会長 井上委員 就任

4 議 事（議題に従い進行）

（1）20年度実績報告及び21年度重点施策等について

（会長）それでは、議事に移ります。はじめに議事（1）20年度実績報告及び21年度重点施策等について事務局から説明をお願いします。

（事務局）資料1 20年度実績報告及び21年度重点施策等により説明

それでは、議事の（1）20年度実績報告及び21年度重点施策等について、説明させていただきます。

資料1 2ページをお開きください。この資料は、この審議会に先立ちまして委員の皆さまに送付させていただいており、審議のスムーズな進行のために、できるだけ補足説明をさせていただく部分だけの説明にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、12ページです。重点施策とあります「身近な自然とふれあえる環境づくり」は、環境基本計画に基づいてあります、目標達成のための重点施策となります。ひとつひとつの施策としまして、達成目標を掲げさせていただいております。

第1行目「探鳥コースを12カ所設置します。」というような目標を重点施策として立てさせていただいて施策を進めています。

その探鳥コースに関しては、平成20年度に11カ所目の設置を完了しまして、市民の皆さまにわかりやすくするような案内看板を設置することとしております。実際は、船穂探鳥コースを11カ所目として設置しましたので、その立て札を立てたということが実績です。平成21年度は、以後12カ所目のコースの設定に向けて、野鳥の観察会などを行う予定にしております。この探鳥コースにつきましては、昭和51年度から順次設置をしております、現在11カ所ということでございます。

それから、「自然環境に配慮した公共工事を推進します。」とのところでございますが、20年度の実績としまして、今までの公共工事担当者に施工例の調査を行いました。自然にやさしい施工工事の施工例を庁内で調査をいたしまして、5カ所11施工例の自然にやさしい工法を使った施工がされているという現状を把握しております。また、希少野生生物に配慮した工事を3ヶ所で実施させていただきました。これは、希少野生生物が生息する水路等の改修工事を行うおりに、野生動物の一時的な避難などを行いました。21年度も自然にやさしい工法の推進と希少野生生物に配慮した工事についての対応をしていき

いと思っております。

次に13ページをお開きください。「安全で豊かな水環境の保全」という目標ですが、重点施策として「安全な水の保全」ということで、第1行目「公共用水域及び地下水環境基準を達成します。」というふうに目標を掲げさせていただいております。20年度においては、環境基準が未達成の地点があるため、発生源対策として延べ129事業所に立入をしまして、排水のチェックなどをしております。環境基準の未達成部分といいますのは、主に瀬戸内海の海域が主でございます。項目としては、CODの項目であったり、全リンという栄養塩類の関係が未達成の部分がいくつかあるということでございます。20年度も引き続きその未達成部分の達成を目指して業務を進めていきたいと思っております。

次の14ページでございます。従来、環境政策課のひとつの大きな目標でございます上から5行目、「大気中のベンゼンの排出削減の指導」というところでございます。実は平成9年から、このベンゼンについて大気モニタリング調査をやっておりますが、20年度の実績内容のところの二つ目のぼつのところでございますが、「平成20年度はすべての環境大気調査地点で環境基準を達成しました。」というふうに書いてありますが、それまでは、なかなかこのベンゼンについての環境基準の達成が難しかったのですが、それに向けて指導、企業さんの削減努力等によって20年度は環境基準を達成したという結果になっております。21年度以降も引き続き環境基準の達成が継続できるように、施策を進めていきたいと思っております。

つづきまして、15ページでございます。次のページを開いてください。地球温暖化対策でございます。地球温暖化対策のなかの達成目標のなかで2つ目、「クリーンエネルギー自動車10台を導入し、購入する公用車すべて低燃費かつ低排出ガス認定車とします。」という目標としておりますが、平成20年度の実績として、64台の公用車を購入しましたが、すべて低燃費で低排出ガス認定車ということでございます。現在、市役所の中に公用車は消防局と清掃のパッカー車を除くと約440台の公用車がございまして、今回購入したのは、64台ということでございます。あと、2つ目のぼつでございますが、クリーンエネルギー自動車は、平成20年度末で8台を所有しております。電気自動車2台、ハイブリット自動車6台ということでございます。平成21年度もクリーンエネルギー自動車として、電気自動車を10台購入する予定にしております。

その次の行ですが、「公共施設において太陽光発電システムを100kW導入する。」目

標を、現在、立てておりますが、平成19年度末で85kW、船穂公民館をはじめとして5施設で太陽光発電システムを設置しております。20年度には、倉敷南小学校で5kWの太陽光発電システムを設置しました。21年度以降に関しましては、現在、21年度の設置予定はございませんが、22年度に船穂武道館、真備体育館、この両施設について改修に合わせて太陽光発電システムの設置を予定しております。

次のページ、16ページをご覧ください。廃棄物対策でございます。「市、事業者、市民の役割分担による廃棄物の3Rの推進」ということで、重点施策の一番目にありますが、「平成20年度の一般廃棄物のごみの排出量は、16万7千トン以下とする。」という目標になっておりますが、その次の列で実績の一番下ですが、ごみの総排出量は前年度比7千トン減で168,953トンという実績になっております。ごみの減量に関しては、生ごみ処理機の購入補助の内容の充実であったり、ごみ減量の啓発のためのイベントの開催、それから、その次にあります事業系のごみであるとか、大規模事業者に対する個別訪問による指導等、地道な啓発活動等により、ごみの減量を少しでも図るようになっております。21年度の実績のなかに、一番右の欄の2つ目ですが、その2つ目のぼつペットボトルは従来燃やせるごみとしながら、拠点回収を行い、容器包装リサイクル法による再資源化も行ってきたが、資源ごみとしてゴミステーション回収を開始するように検討を進めております。

続きまして、17ページでございます。「環境学習の推進」ということで、「市民、事業者などあらゆる立場、年代の人に対応した学習プログラムを用意し、環境学習の機会を提供します。」という目標を立てておりますが、平成20年度実績としては、体験型の出前講座を30回、受講者1,112名でした。また、市民の方に緑のカーテンの協力依頼というものもしております。平成20年度は、市民の方117名の方にゴーヤの種を無料で配布させていただいたという実績もあります。学校園についても132校に依頼をかけて、緑のカーテンを実施していただきました。また、それから講演会や討論会などいろいろなものを開催させていただきましたし、エコドライブ講習会、それから自然エネルギーキャラバンなどの地球環境問題、温暖化問題に関するプログラムも実施しました。この欄の2番の「自然エネルギーキャラバン：6校」と書いてあります、その次が「58」と書いてありますが、印刷がでておりませんで、「580名」の実績でございます。平成21年度についても、出前講座とか自然エネルギーキャラバンを継続して実施するようになっております。

す。それからまた、21年度も緑のカーテンの取り組みを広く要請しております。今年は、今現在、市民の方500件以上の方にゴーヤの種の配布をさせていただいております。

以上で、20年度実績報告及び21年度重点施策等についての報告にさせていただきます。

(会長)説明のありました内容について、ご質問ご意見等は、ありませんか。

(委員)水辺教室の継続開催について、私自身も毎年参加していますが、河川における水辺教室への参加者が、年々減少傾向にあるのではないかと思います。広報の仕方に少し問題があるのか、マンネリ化してきており新鮮味がないのかなと思います。一方、海辺教室への参加者は年々増加傾向にあり、今年も参加できなかったという子どもたちの声を聞くこともあります。広報の仕方を少し考えていただき、参加率の向上をお願いしたいです。

環境学習の推進について、個人的に、毎年市内の小学校で希少野生動植物を通じた環境保全の大切さについて出前講座を開催しています。このような講座等も対応できますので、希少野生動植物を切り口とした出前講座など、環境保全の大切さを広く啓発するための取り組みというものも少し踏み込んで対応していただけたらと思います。

(会長)環境問題の学習の仕方について、いろいろな切り口がありますが、とりわけ年の若い年少者の方にとっては自然を体験する講座は、自然の機能や仕組み、その大切さを知る、ひとつの方法として様々な場所でこのような体験型の環境学習が実施されております。

(委員)「1 自然環境の保全の貴重な動植物の保護対策の推進」について、希少野生生物について保護政策など配慮されていますが、外来生物については、どこの課が担当されているのでしょうか。

また、外来生物の駆除や外来生物について勉強会等を開催される担当課はどこでしょうか。

(事務局)外来生物についての啓発や情報提供については、環境政策課が担当しています。

(委員)具体的な質問ですが、水辺に行くとピンクの卵塊がたくさん見られます。これは外来生物で取らなければいけないと認識しており、ごみ拾いのときなどに取るのですが、取った卵はその後どう処理すればいいですか。先日は、ジャンボタニシの卵を水路に落とし対応しました。また、最近、地域でのごみ拾いなどが多く実施されているため、ジャンボタニシの卵の駆除も合わせて広報すればよいのではないかと思います。

(会長)様々な専門の方がいらっしゃいますので、動植物専門の学識経験者の委員からお

答えいただけませんか。

(委員) 昨年度、私もこの環境審議会では外来生物問題について質問しましたが、希少野生動植物がどんどん絶滅しているということは、外来生物が野放しになっていることや環境が悪くなっていることが原因で絶滅に向かっていると思います。

外来生物が手付かずの状態、希少野生生物だけ保護しても限度があると思います。そのため、ジャンボタニシもヌートリアも雷魚もブラックバスも全部、取らなければいけないと思います。

ジャンボタニシの駆除の方法は、田おこしの時期と一緒にジャンボタニシをつぶしてしまふ方法と、卵塊を見つけたら川の中へ落とし、卵を溺死させる方法があります。

しかし、ジャンボタニシの駆除についても、一部の地区等で駆除を行っても駆除を行わない地区等があれば、ジャンボタニシの生息地域はすぐに広がってしまいます。そのため、全市的あるいは駆除についての計画を持って駆除を行わなければ、おそらく外来生物の生息域の広がりには歯止めが効かないのではないかと思います。

(委員) この資料の中には、希少野生生物についての記載はありますが、希少野生生物を保護するためには、外来生物を駆除していかなければならないです。次回あるいは平成21年度の取組みのなかに、もし外来生物の駆除について、入れることができれば、予算などの関係もありますが、外来生物の駆除について対策だけは少し考えていただければと思います。また、啓発だけでも行えばと思います。

(事務局) 先ほどの内容につきまして、市では緊急経済対策のひとつとして、ジャンボタニシの市内一斉駆除を実施しています。この事業は、農林水産課が主体で行っており、市内に生息するジャンボタニシの分布調査及び駆除を行っています。

また、この事業では駆除したジャンボタニシの卵塊等については、ごみ等として焼却する方法を取っているようです。

(委員) すべて駆除できるようにお願いしたいと思います。

(委員) 昨年、同様の質問をさせていただきましたが、すぐに広報誌にジャンボタニシの駆除の方法が掲載されていきました。冬場にはジャンボタニシが活動せず、取水口などに集まっているのを取り除くなど田おこしのときに、ジャンボタニシを取り集めて燃やすのが一番いいと書いてありました。

私の住む地区においては、すごく繁殖しているところと河川によってはぜんぜん生息し

ていないところがありますし、農協の方が広報車でジャンボタニシの駆除について呼びかけています。そのため、広報することでジャンボタニシを知らない方もピンクの卵がジャンボタニシの卵だとわかったりします。子どもも護岸についているジャンボタニシの卵を取って駆除したりしていますので、広報するのが一番だと思います。関心がある人以外でも農家なども気になりますので、やはり広報誌でお知らせするのが皆さん読んでいいと思います。

（委員）啓発活動というものは、啓発していくものですので、次の広報誌にも記事が載っているのであろうと期待したいと思います。やはり継続していくこと、また市だけで駆除を実施するのは無理ですので、多くのボランティアの方と一緒に実施される方が全市的に実施できますし、効果的であると思います。

（委員）「1 自然環境の保全」について、探鳥コースやビオトープを造られていますが、なかに何もいないというのは、非常にまずいのではないかと思います。そういう点も含めまして、松くい虫の空中散布も少し止まりましたので、続けて行ってほしいと思います。また、最近、農薬の大々的な空中散布がミツバチに影響するのではないかとということも言われ始めていますので、そういうことも関心をもっていただきたいと思います。

また、ビオトープを造るとなるとすぐホタルがでてきて、ホタルが飛んでいるといい環境だと思いがちですが、様々な生物が生息していることがビオトープの特徴であり、子どもがそのなかに入って遊べ、様々な生物が生息する場所を造ってほしいと思います。

もうひとつ、柳井原の架橋工事が進みはじめており、何年か後に架橋できると、柳井原周辺は便利になり、土地開発の機運が揚がるのではないかと思います。今、高梁川とその河川敷、八幡山は倉敷市に残された手付かずの唯一の自然になっています。柳井原、酒津公園を含め、周辺一帯を今のうちになんとか保護しないといけないという意見はあるのですが、進展していません。

また、高梁川河川周辺には、シラガブドウ、フジバカマ、サクラタデなどの希少野生植物が生育していますが、管理が放置されているため雑草に覆われ、それらの希少野生植物の生育がダメになりかけています。

そのため、倉敷の自然をまもる会としても、市とともに国土交通省と相談しながら、草刈りなどの保護対策の相談を始めていきたいと思っていますが、もっと大きな計画として、倉敷市に残された自然の宝庫を保護していくことも考えてください。

(委員) ビオトープは人工的な自然ですが、やはりあるべき生態系がそこに伴っていてこそ、初めて持続的な自然となりうるわけですので、見た目だけにこだわるべきでないという御指摘をいただきました。また、環境整備を行う場合は、点でなく、少し広い立場で面的な整備を施策のなかにいれていただきたいと思います。

幸い、伊東市長の肝いりで新しく環境リサイクル局が整備されました。しかし、環境リサイクル局という名称が廃棄物をリサイクルするというような狭い意味でなく、もっと広い意味での環境リサイクル局とし、そこから作り出していくような、そういう政策をお願いしたいと思います。

(委員) 「4 地球温暖化対策の重点施策」について、「バイオマスエネルギーの活用促進」と「水島コンビナートにおける未利用エネルギーの活用促進」と項目がありあますが、それぞれに対応する達成目標や実施内容が記載されていませんが、どのようにお考えですか。

(事務局) このことについてですが、倉敷市では、平成17年度に倉敷市地域新エネルギービジョンを策定しています。このビジョンのなかで、有効利用できる可能性のある新エネルギーとして、太陽光やバイオマスなどの新エネルギーを調査対象や計画のなかにいれていますが、現実的にはバイオマスエネルギー及び水島コンビナートにおける未利用エネルギーの活用促進を利用した具体的な施策は、今のところ見つかっていないという状況です。

ただ、バイオマスエネルギーの活用促進としては、一般廃棄物対策課のクルクルセンターにおいて、廃食用油からBDFを精製するリサイクルプラントもありますので、このような施設から手始めに施策を進めているところです。

水島コンビナートにおける未利用エネルギーの活用促進につきましては、水島コンビナートにおいて有効利用できるエネルギーの調査をしており、水素などの検討材料がありましたが、水島コンビナートの企業側とのすり合わせや国の施策との関連など、水島コンビナート全体での話しになってしまうため、事業が進んでいないという状況です。

これらの内容は、大規模なコンビナートのある倉敷市としてのひとつの課題と考えております。

(委員) こちらの資料には記載されていませんが、倉敷市児島に児島リサイクル推進センターがあり、児島地区において廃食用油を再利用している実績があります。しかし、児島地区に限られ市全体の取り組みには至っていませんが、廃食用油の再利用がバイオマスエ

エネルギーの活用の一部として記載していただけると、今の御質問の答えの何割かになると思います。

(委員) ノーマイカーデー運動における市職員の取組率について、この取組率を計算する母数について、公共交通機関や自動車を使わないと出勤できない方は除かれている職員数であると思うのですが、倉敷市内において、自動車を使わないで出勤するのはなかなか難しいのではないかと思います。そのため、全職員数を母数とした取組率の結果も算出してほしいと思います。つまり、環境の取組みについては環境政策課だけでなく、都市計画のあり方として自動車を利用しなくて移動できるような都市計画を、将来的に倉敷市全体が目指すべきではないかと思います。

現状として自動車を使わないと出勤できない職員を除くと、全体の形が見えないのではないかと思います。公共交通機関や自動車を使わないで出勤できる職員の中で、どれだけ取り組めたかという数値も大事かと思うのですが、職員のなかで、どれだけ自動車を使用しなくて出勤できるのかという数値も算出したほうが良いと思います。

(委員) まず倉敷市職員が率先して、ノーマイカーデー運動に参画するのは非常に大事なことなのですが、それだけですと市の一部に限りますので、全市的にこの運動がどうなっているかですね。岡山県下においてノーマイカーデーが5月と10月に、平成21年度にも実施されるようですが、そういう点での実績がどうであるか、倉敷市でどうであるか、というような評価の啓発活動を継続して行っていただければと思います。

(委員) 「3 有害化学物資対策」の地下水モニタリング調査についてですが、これはすべて倉敷市が調査した数値なのですか。それとも、水島コンビナートの各企業から法律等で測定・届出の義務付けられた届出データも加えられていますか。または、水島コンビナートの各企業から岡山県への届出データも加えられていますか。

もうひとつ、河川や海域の管理及び調査は、岡山県が実施されていると思いますが、岡山県や各企業が評価したデータは、このようなデータに反映されているのでしょうか。

(事務局) 倉敷市は中核市になっているため、大気・水質等の常時監視等の権限が倉敷市へ移譲されています。岡山県へ届け出るものも一部ありますが、基本的にすべて倉敷市に届け出るようになっています。この資料に記載している調査結果等の内容は、すべて倉敷市が行った調査結果の評価です。企業が自主的に行っているモニタリングについての結果報告を、この資料の中に載せていることはありません。

(委員) これらの調査は毎年実施されていますか。

(事務局) これらの達成目標の中にダイオキシン類や有害大気汚染物質などいろいろな項目がありますが、毎年継続して、これらの項目や地点数の調査を実施しています。

(委員) この資料のなかで、どの部分がシリアスな問題なのかよくわからないということ及びこのような評価をされ、企業に改善要求等をされた結果や評価をどのようなアクションに結び付けられているのか。また、平成21年度に倉敷市が独自に調査を実施されるのはわかるのですけれども、並行して企業等の発生源に対して、どのような改善要求等の処置をされたのか等について興味があります。

そのほかに、産業廃棄物等の不法投棄について、どこにもふれられていないと思うのですが、これまでになかったのでしょうか。

(会長) 産業廃棄物関係は、「5 廃棄物対策」に記載されていますが、不法投棄の実態はいかがでしょうか。

(事務局) まず、モニタリング調査について説明させていただきたいと思います。このモニタリング調査につきましては、22地点中11地点について、テトラクロロエチレン等の項目が地下水の環境基準を超えたという調査結果になっております。

また、地下水の環境基準を超える原因としては、自然由来により超えるものや、かつて環境基準等が設定されていなかったところに、ドライクリーニング店等がドライクリーニング作業のなかで使っていた溶剤が地下に浸透した可能性や、畑等への窒素を含む肥料を過剰に施肥したことなどの場合などが考えられます。

地下水のモニタリング調査は、基本的に地下水の環境基準を超えた場合、飲み水とする場合に問題があるため、継続的に井戸をもたれている方の井戸水を採水させていただき調査しています。これにつきましては、原因によってそれぞれ対応方法が少しずつ違い、現実にはドライクリーニング店等で地下水の環境基準を超えているところについては、ドライクリーニングが廃止されています。しかし、ドライクリーニング店等が原因だという確定が非常に難しい面があります。

また、かつて出たものが地下水の移動速度が遅いものですから、なかなか改善できないという面もあります。

また、先ほど説明しましたが飲料すると問題があるため、リスク評価というレベルではありますが、地下水の環境基準を超えた井戸の持ち主の方には、井戸水を飲まないように

お願いしています。また、地下水の環境基準を超えた地点の周辺につきましても井戸を持っている方を調査し、どの程度地下水汚染が広がっているのか調査を実施しております。

(会長) これらの地下水調査結果や事業場等への指導等について、平成20年度版「倉敷の環境白書」の33ページに掲載されています。

(委員) 倉敷市や倉敷の自然をまもる会の活動で、市の鳥として「カワセミ」が指定され、倉敷の自然をまもる会でもカワセミブロックをひとつ造りましたが、市においてもせっかく市の鳥になったのでカワセミについてのカワセミブロックのような住処の設置を少し考えてみてほしいと思います。岡山県の岡山市のほうでもいろいろ苦勞されているみたいで

す。

(事務局) 不法投棄のことについて、ご質問がありましたので説明させていただきたいと思います。青山先生がおっしゃられたように倉敷の環境白書に詳しく説明しています。それから、工場や事業場に対して具体的にどういう指導をしてきているのかという質問については、倉敷の環境白書のなかで、具体的な指導・協力要請等を具体的に掲載していますのでよろしくをお願いします。

(会長) 次期環境基本計画の策定について、現在の状況がどうであるかということを理解しておくということは、大切だと思いますし、今回新たに委員になられた方もいらっしゃるので少し、時間をかけました。

(2) 次期環境基本計画策定について

(事務局) 資料2 次期環境基本計画策定について(案)により説明

19ページから次期環境基本計画策定について(案)の資料をつけさせていただいています。先ほど市長のあいさつにありましたように、現在の基本計画が22年度をもって計画期間が満了することとなります。現行の基本計画については冊子のほうをお手元のほうに配らせていただいておりますので、詳しい内容等は後日見ていただけたらと思います。それで20ページから22ページまでに、参考といたしまして、基本計画についての国、県、市の概略等を書かしていただいております。しかし、時間が差し迫っておりますので、これについては、また見ていただけたらと思います。それでは23ページから、今後の作成等についての体制(案)を御説明させていただきまして、今後、基本計画、今年度から策定を進めるうえでの体制とかスケジュールを御説明させていただきまして、皆さんに審議

会のほうで意見をいただいたあと、正式に方針等決めて策定に入りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは23ページの策定体制についてなんですけど、庁内の策定体制につきましては倉敷市環境保全推進本部設置規程というのがありまして、これによって、以下に書いてありますような環境保全推進本部から事務局までの5つの体制で取り組むこととなっておりますので、庁内体制につきましてはこの倉敷市環境保全推進本部設置規程による体制でさせていただきます。

次の24ページなのですけれども、市民の皆さまからの意見の聴取方法についてですけれども、案といたしましては、まず倉敷市環境基本条例の第8条第3項に、市民・事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講じるという文言がありますので、その必要な措置を講じるために、まず1点として、(仮称)市民策定委員会を設置したらどうかと考えております。市民委員会を設置いたしまして、市民の方や事業者の皆さまの意見を反映させるために、公募等による市民等で組織する市民委員会を設置いたしまして、庁内の策定委員会と協働で、各計画策定を行ったらどうかと考えております。

それと2点目といたしまして、市民アンケートの実施、今のところ現状調査・課題抽出アンケートと指標・目標値アンケート等の2回程度実施したらどうかということで考えています。

それと3点目といたしまして、地区説明会の実施ということで、今後地区別計画等必要になってくると思いますので、その地区別計画の策定時に各地区に出向いて行きまして、説明会を行うとともに、地区の皆さまの意見聴取を実施していこうと思います。

最後4点目なんですけれども、パブリックコメントの実施ということで、計画の各段階、施策体系(案)の段階、地区別計画(案)の時点と目標値の入った素案時点の2回程度の実施をしたらどうかということで考えています。

次に25ページに移りまして、倉敷市環境審議会での諮問事項等についてなんですけれども、まず、基本条例第8条第4項の規程により、計画策定に当たっては、審議会の意見を聴かなければならないということになっておりますので、さきほど市長の御挨拶にもありましたように、今年度から2年間かけて策定をするにあたって、審議会の皆さまの意見を多々聞くこととがあると思います。それで、まず1番目といたしまして、審議会への諮問時期についてなんですけれども、策定作業自体は今年度から現状調査等作業に入るんで

すけれども、諮問時期につきましては、まず先ほど説明いたしました（仮称）市民策定委員会と庁内策定組織とで協働のうえ、素案程度まで策定した時点で素案を付して審議会のほうへ諮問させていただけたらというふうに、今のところ考えています。

それと今回、今ご説明しておりますように、策定方針の案に対する今回の意見を伺いさせていただきますまして、策定方針のほうを決めて作業に入りたいと思っております。

次26ページ目なのですけれども、今まで文書にしていたものを策定体制ということで図式をしております。真ん中にある市長以下、庁内体制につきましては、先ほど設置規程による体制でやらせていただきまして、あと、左下の（仮称）市民策定委員会以下、アンケート、地区説明会、パブコメなどで市民の皆さまの意見を聞きながら協働で素案を作成させていただきまして、素案ができた時点で審議会のほうに諮問させていただきまして、審議会のほうで詳しく練っていただいて答申をいただきたいと思っております。

それで、住民代表になります市議会のほうにつきましても、状況報告等を随時させていただきますたいと思っております。

審議会の皆さまに諮問、答申をする前の市民と庁内体制との協働での素案の作成につきましても、策定状況につきましては審議会のほうに報告をさせていただきたいと思っております。今年度につきましても、ポイントとなる時点である程度中間的なことは、一度ご報告はさせていただこうと考えています。

次、27ページに移らせていただきまして、市民策定委員会についてなんですけれども、まず、委員の構成についてなのですけれども、基本的には、全員公募の方で募集をしたいと考えております。ただ、今年度から次期第6次の総合計画についても策定作業が始まっております、環境基本計画の上位、倉敷市全体の総合的な計画となる6次の総合計画との整合を取る必要もありますので、もし可能であれば、総合計画のほうの環境部会、市民委員会の環境部会の構成員さんからも何名か入っていただくことも検討する必要があるのではないかと考えております。ただこれについては、総合計画を所管する部署との調整も必要なので、今のところはこうなるとははっきり言えませんが、調整は取っていかうと考えています。人数なのですけれども、20名程度を考えております。20名の内訳につきましては、基本施策等を考えた場合、4項目程度ごとに部会を分けまして、各部会5名程度ということで、20名程度の委員さんを予定しております。

市民委員会の役割なのですけれども、まず基本的なことは、基本計画のなかで今後体系

ごとに市民の皆さまと事業者の皆さまの取組の案を作っていくようになりますけれども、その部分について、市民の方、事業者の方の取組の案の作成をしていただくことと、庁内組織と協働で、重点施策・地区別計画の作成と指標・目標値の検討等の素案作りを市民委員会の皆さまと庁内体制で、協働で策定していきたいと考えております。

最後、28ページになりますけれども、大まかなスケジュールの概略を示させていただきます。

今年度21年度につきましては、今回の第1回の審議会での策定（案）の説明を、今、させていただいたことに対する委員の皆さまの御意見を受けて、今後策定方針を決定いたしまして、まず庁内体制を立上げて、現状分析等を重点的にやっというと考えております。それで現状分析等を踏まえて、現状の説明ができるような資料ができた段階で、市民委員会のほうを立上げさせていただきまして、市民委員会の皆さまに現状を説明したうえで、市民委員会の皆さまと協働で素案作りに入りたいと思います。

その間、市民参加として地区説明会や課題抽出の市民アンケート等も実施していきたいと考えております。

22年度になりまして、素案ができた段階で審議会の皆さまのほうに正式に諮問をさせていただいて、この環境審議会のほうで御審議をいただいて答申をいただいたうえで、正式に製本等に入りたいと思います。21年度につきましては、審議会のほうに入っておりませんが、先ほど御説明させていただきましたように、策定状況については、随時、御説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

基本的には、今、簡単ではございますが御説明したような案で、今後策定方針を決めて取り組みに入りたいと思っておりますけれども、皆さまのこの案に対する御意見等ありましたら御教授いただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

（委員）市民策定委員会について、委員の構成は基本的には公募ということですが、第6次総合計画との整合性もあるため、総合計画の環境部会からも委員を任命し、人数は20名程度で基本目標（4項目程度）ごとの部会とありますが、何かこの基本目標（4項目程度）について具体的に既に項目は決まっているのですか。

（事務局）基本目標の4項目についてですが、具体的には決っておりませんが、前回の基本計画の対象とする範囲である自然環境、生活環境、快適環境等と大きなくくり。そのため、市民委員会の部会もこういった大きな項目でわかれた部会のなかで、詳しい検討

等を行っていただきたいと思っております。特段、基本目標をどれぐらいの数にするかは決まっておりません。前回の基本計画を参考に4項目程度必要ではないかとしています。

(委員) 4項目とあるのは、もうひとつは、地域環境ですか。全体を網羅するという見解で、地域環境や地球環境ですか。

(事務局) 地域・地球環境も入れてということです。

(委員) これは公募制ですので、この環境審議会のメンバーも応募することができるのでしょうか。これですと審議会で議論するから辞退願いたいということがあるのでしょうか。

(事務局) それはございません。基本的に環境審議会と並行したかたちになっておりませんので、市民策定委員会のほうへ入っていただき、市民策定委員会での議論を踏まえて、環境審議会のほうで議論していただくということも大切なことなのではないかと思えます。現在のところは、環境審議会の委員の方が市民策定委員会へ応募していただくのはいけないということはありません。

(委員) 多数の応募者があった場合、委員を選定する基準は何かありますか。また、公募の際にはどのような選定方法にするのかなど、公表されるのでしょうか。

(事務局) 公募にあたっては、市民策定委員会設置要綱等をつくる方向になると思いますので、これにつきましても、今後、検討・研究させていただき、市民策定委員会設置要綱(案)等ができましたら、一度、環境審議会等にお諮りさせていただけたらと思いますので、そのときに皆さまの意見等を踏まえて、正式に策定をしたいと思っております。

(委員) 委員の公募は倉敷市民に限定されるのですか。

(事務局) 詳しいことは決めておりませんが、関連するとかなり大きな範囲になると思いますので、倉敷市民の方でなくとも、倉敷市に通勤通学をされている方も踏まえてもいいのではと考えております。

(委員) 環境審議会は今年度、具体的に何回ぐらい実施する予定ですか。随時、策定状況の報告をいただけるということですが。

(事務局) 例年ですと、6月と1月又は2月の年2回ぐらいの開催ですが、今年度につきましては、新たな環境基本計画の策定がありますので、今のところ、ある程度報告事項ができた時点で開催を考えております。また、市民アンケート等もありますので、アンケート項目(案)もお諮りさせていただきたいと思っておりますので、秋前ぐらいにもう一度、開催できたらと考えております。

(委員) できましたら、資料等が整えば事前に期間を設けて配布していただき、委員の皆さんに目を通していただいてから、開催していただきたいと思います。

(事務局) なるべく期間を設けて、事前に資料を配布させていただき、じっくり見ていただくような期間を設けて行わせていただきたいと思います。

(委員) 市民策定委員会のほかに庁内の策定委員会が、現実的には重要ではないかと思いますが、このような庁内策定会議がどのように開催されるのか、どこの課が召集を行い、議事を提案するのでしょうか。

(事務局) 環境保全推進本部は本部長が市長になりますので、実際に具体的な作業を進める幹事会、主管課長会、ワーキンググループ等につきましては、環境政策部が召集等を行い、策定作業を行うようになります。

(委員) 幹事会、主幹課長会、ワーキンググループ等のメンバーとして、構成員と記載されていますが、具体的には、どの部署等を想定されているのか教えてください。

(事務局) ①環境保全推進本部は、庁議規則で定められておりました、各局の局長が構成員となっています。次に②幹事会(調整会議構成員)は、調整会議の規則で定められておりました、各部の部長が構成員となっています。次に③主管課長会についても、主管課長会の規則がありまして、各局の主管課の課長が構成員となっています。実際に①～③の会議の構成員につきましては、各規則により決まっていますが、ワーキンググループにつきましては、総括者が環境政策課長となっており、総括者が指定する部署の職員となっておりますので、関係機関等とどの部署が必要か十分協議させていただきたいと思っております。

(委員) 例えば、具体的にワーキンググループの構成員に加えたいという部署がありましたら紹介していただけますか。

(事務局) 基本的には環境関係の全所属と、今年度、特に配慮しなければならないと考えていることがあります。これまで特段、景観についての内容がなかったのですが、景観法が新たに施行され、倉敷市においても建設局(都市景観室)が倉敷市景観計画を策定しておりますので、都市景観室(今年度新たに設置)にも新たに構成員として入っていただき、景観的な部分については整合性を取りながら環境基本計画を策定して行きたいと考えております。

(委員) パブリックコメントの募集期間は、やはり1ヶ月間ですか。

(事務局) パブリックコメントの募集期間については、1ヶ月間程度を予定しています。

(会長) 次期環境基本計画の策定の流れについては、委員の皆さんに御審議いただいた方向で進めていただければと思います。なるべく、深い議論ができるようお願いしたいと思います。

続きまして、その他について事務局から何かございますか。

4 その他

(事務局) 資料 平成21年度環境月間行事チラシにより説明

5 閉会

あいさつ (環境リサイクル局 浅野局長)

議事録承認

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩